

オプトアウト届出事業者に対する個人情報の保護に関する法律
に基づく行政上の対応について

令和6年1月17日

個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第27条第2項の規定に基づく届出を行った事業者に対し、令和6年1月17日に個人情報保護法第147条に基づく指導等を行いましたので、お知らせいたします。

【連絡先】

個人情報保護委員会事務局
監視・監督室
電話：03-6457-9680（代）

オプトアウト届出事業者に対する個人情報の保護に関する法律 に基づく行政上の対応について

令和6年1月17日
個人情報保護委員会

個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第27条第2項の規定に基づく届出を行った事業者（以下「オプトアウト届出事業者」という。）である有限会社ビジネスプランニング（届出番号2021-100167）（以下「ビジネスプランニング」という。）、株式会社中央ビジネスサービス（届出番号2021-100103）（以下「中央ビジネス」という。）及び株式会社フリービジネス（届出番号2021-100121）（以下「フリービジネス」という。）の3社（以下「本件3社」という。）に対し、令和6年1月17日に個人情報保護法第147条に基づく指導等をそれぞれ行った。

1. 指導等の経緯

令和5年2月から同年3月にかけて実施した「オプトアウト届出事業者に対する実態調査」¹の調査対象企業（オプトアウト届出事業者162事業者）のうち、同調査に未回答であったこと又は回答内容が不十分であったこと等から、別途調査が必要であると判断した24事業者に対し、同年7月に個人情報保護法第146条第1項に基づく報告等の求めを行うとともに、ヒアリングを実施した。

2. 報告等の求め等に際して留意した個人情報保護法上の問題点

(1) 個人データの第三者提供について

個人情報取扱事業者は、名簿等の個人データを第三者に提供するに当たっては、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要がある（個人情報保護法第27条第1項）。しかしながら、個人情報保護法は、個人データの

¹ 令和5年4月26日個人情報保護委員会公表。

第三者への提供を目的とする産業の保護等を目的として、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、所定の事項（事業者の名称、住所、代表者の氏名、個人データの取得の方法及び提供される個人データの項目等）について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合には、本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができるという例外を規定している（個人情報保護法第 27 条第 2 項。以下「オプトアウト制度」という。）。

また、平成 26 年に発生した民間企業における大規模漏えい事案を契機として、いわゆる名簿屋を介在し、違法に入手された個人データが社会に流通している実態が、広く社会に認識されたことを受けて、仮に個人データが不正に流出した場合でも、第三者提供における記録を検査することによって、個人データの流通経路を事後的に特定することができるようにする必要があるため、個人情報保護法第 29 条（第三者提供に係る記録の作成等）及び第 30 条（第三者提供を受ける際の確認等）の規定が設けられている。

このようなことを踏まえ、オプトアウト届出事業者は、オプトアウト制度が形骸化しないよう、個人情報保護法の規定を厳に遵守する必要がある。

(2) 個人情報の不適正な利用（個人情報保護法第 19 条）等の規定について

SNS で実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案といった個人情報悪用した犯罪は、犯罪者グループからの突然の接触により本人の平穏な生活を送る権利等が侵害されることになる。このような被害を防止するために、犯罪者グループ等に「闇名簿」を提供する悪質な「名簿屋」に対しては、個人情報の不適正な利用の禁止（個人情報保護法第 19 条）等の規定を適用するなどし、厳正に対処する必要がある。

3. 報告等の求め等の結果

報告等の求め等の結果、以下のとおり、本件 3 社において、個人情報保護法上の問題点が確認された。

ア ビジネスプランニング

(ア) 個人情報の不適正な利用の禁止（個人情報保護法第 19 条）

- ・ ビジネスプランニングは、販売先が、法に違反するような行為を行う者にも名簿を転売する転売屋（ブローカー）だと認識していたにもかかわらず、意図的に販売先での名簿の用途を詳しく確認せず、転売屋に名簿を販売した。当該行為は、社会通念上適正とは認められない名簿の転売行為、すなわち「不当な行為」を助長又は誘発するおそれがある方法による個人情報の利用である。

(イ) 第三者提供に係る記録の作成義務違反（個人情報保護法第 29 条第 1 項）

- ・ 個人データを第三者に提供したときに、当該個人データを提供した年月日並びに当該第三者の氏名又は名称及び住所について、記録を作成していない場合があった。

イ 中央ビジネス

(ア) 第三者提供に係る記録の作成義務違反（個人情報保護法第 29 条第 1 項）

- ・ 個人データを第三者に提供したときに、当該第三者の氏名又は名称及び住所について、記録を作成していない場合があった。

ウ フリービジネス

(ア) 第三者提供を受ける際の確認義務違反（個人情報保護法第 30 条第 1 項）

- ・ 第三者から個人データの提供を受けるに際し、当該第三者の住所について、確認を行っていない場合があった。

(イ) 第三者提供を受ける際の記録作成義務違反（個人情報保護法第 30 条第 3 項）

- ・ 第三者から個人データの提供を受ける際の確認を行ったときに、当該第三者の住所及び当該第三者による当該個人データの取得の経緯について、記録を作成していない場合があった。

4. 個人情報保護法第 147 条に基づく指導の内容及び第 146 条第 1 項に基づく報告等の求めの内容等

(1) 個人情報保護法第 147 条に基づく指導の内容

ア ビジネスプランニング

- ・ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しないよう、定期的に監査を行う等して個人情報の取扱状況を適切に把握するとともに、定期的な研修及び教育の実施を通じて、代表取締役を含む役員及び従業者に、個人情報の適正な取扱いを周知徹底すること。
- ・ 個人データを第三者に提供したときは、個人情報保護法第 29 条、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「個人情報保護法施行規則」という。）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（以下「確認・記録義務ガイドライン」という。）に従い、個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称及び住所等の記録が必要な事項について、適切に記録を作成し保存すること。

イ 中央ビジネス

- ・ 個人データを第三者に提供したときは、個人情報保護法第 29 条、個人情報保護法施行規則及び確認・記録義務ガイドラインに従い、当該第三者の氏名又は名称及び住所等の記録が必要な事項について、適切に記録を作成し保存すること。

ウ フリービジネス

- ・ 第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護法第 30 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、個人情報保護法施行規則及び確認・記録義務ガイドラインに従い、当該第三者の住所及び当該第三者による当該個人データの取得の経緯等の所定の事項について、適切に確認して記録を作成し保存すること。

(2) 個人情報保護法第 146 条第 1 項に基づく報告等の求めの内容

前記(1)の指導に係る改善措置の実施状況について、関係資料を添付の上、令和 6 年 2 月 29 日（木）までに報告するよう求める。

(3) 個人情報保護委員会の今後の取組

個人情報保護委員会は、本件 3 社の指導内容への取組の進捗を注視するとともに、令和 5 年 3 月 17 日、犯罪対策閣僚会議において策定された「SNS で実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対

策プラン²」における、「個人情報保護法の的確な運用等による名簿流出の防止等の『闇名簿』対策の強化」を踏まえ、今後、本件3社を含むオプトアウト届出事業者について、個人情報保護法上の問題を生じ得る事実等を把握した場合には、調査・検討の上、厳正・的確に対処する。

(以 上)

² <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/230317/honbun-1.pdf>